

三郷町官製談合再発防止対策検討委員会

【中間報告書】

令和 6 年 9 月

目 次

第 1	三郷町官製談合再発防止対策検討委員会の設置	・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ
第 2	事件の概要及び現状の整理	・ ・ ・ ・ ・ 2 ページ
	1. 事件の概要・経緯	
	2. これまでの裁判の記録	
	3. 職員アンケートの実施	
第 3	検討内容	・ ・ ・ ・ ・ 18 ページ
	1. 三郷町官製談合再発防止対策検討委員会の開催	
	2. 今後の方針	
第 4	参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ
	参考資料-1 三郷町官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱	
	参考資料-2 現行の契約制度（令和 6 年 4 月 1 日以降）	

第1 三郷町官製談合再発防止対策検討委員会の設置

令和5年12月21日に前町長及び職員が、官製談合防止法違反等により起訴されたことを受け、その再発を防止するため、令和6年5月1日に三郷町官製談合再発防止対策検討委員会を設置しました。

中間報告時点においては、官製談合の再発防止に向け「事件内容の整理」や「職員アンケート」を実施し、現状の把握に努めました。

三郷町官製談合再発防止対策検討委員会名簿

	氏 名	備 考
委員長	木 谷 慎 一 郎	町長
副委員長	池 田 朝 博	副町長
委員	大 西 孝 浩	教育長
	加 地 義 之	総務部長
	辰 巳 政 行	住民福祉部長
	坂 田 達 也	こども未来創造部長
	安 井 規 雄	環境整備部長
	渡 瀬 充 規	教育部長
委員 (外部有識者)	溝 上 絢 子	なにわ共同法律事務所 弁護士
	奥 田 幸 司	奈良県郡山土木事務所 所長
	谷 川 章	元 奈良県警察 奈良県暴力団追放 県民センター 事務局長

(順不同 敬称略)

第2 事件の概要及び現状の整理

1. 事件の概要・経緯

令和5年10月3日	大阪地検特捜部による強制家宅捜索が行われる
12月21日	前町長が「官製談合防止法違反」で在宅起訴される 前環境整備部長、前都市建設課長及び町内業者の元社長が「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」により在宅起訴される
12月28日	前町長が辞職届を提出する
令和6年1月1日	起訴された職員2名を起訴休職の分限処分とする
1月17日	前町長失職
1月18日	元社長が起訴された業者を入札参加停止の処分とする
1月25・26日	コンプライアンス研修の実施（管理職対象）
2月11日	新町長が就任する
4月1日	発注基準の一部改正
4月22日	三郷町不当要求行為等対策委員会の開催
4月25・26日	コンプライアンス研修の実施（一般職対象）
5月1日	三郷町官製談合再発防止対策検討委員会を設置
5月7日	下水道課職員を契約事務不適正により停職2ヶ月の懲戒処分とする（4月12日に事案発生）
5月13日	入札制度改革検討委員会（第1回）の開催
5月27日	入札制度改革検討委員会（第2回）の開催
6月6日	第1回官製談合再発防止対策検討委員会の開催
6月7日	前町長 第1回公判
7月11日	前町長 第2回公判
7月12日	職員及び業者 第1回公判
7月23日	入札制度改革検討委員会（第3回）の開催
8月26日	第2回官製談合再発防止対策検討委員会の開催
8月28日	前町長 第3回公判 職員及び業者 第2回公判
9月2日	職員及び業者 第3回公判

令和 5 年 10 月 3 日に役場本庁舎をはじめ、3 施設 9 部署において、大阪地検特捜部による強制家宅捜索が行われ、以後、前町長をはじめ複数の職員が任意での事情聴取を受けるなど、検察による捜査が行われました。

12 月 21 日に前町長が、「令和 2 年度 西部保育園建替事業仮設園舎賃貸借」において、秘密事項である設計金額を特定業者の代表取締役任教示し、「官製談合防止法違反」の容疑で在宅起訴されました。

同日、前環境整備部長が、「令和 4 年度 FSS35 キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）」及び、「令和 5 年度 三郷町水質改善下水道污水管築造工事（新惣持寺 3 工区）」、「令和 5 年度 公共下水道人孔蓋更新工事（城山台）」において、町内業者の元社長の求めに応じ、秘密事項である技術提案書の提出業者名を教示し、「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の容疑により、在宅起訴されました。

同日、前都市建設課長が、「令和 3 年度 竜田運動公園法面工事」において、町内業者の元社長の求めに応じ、技術提案書の技術評価点が高くなるよう助言を行い、さらに秘密事項である技術評価点の順位を教示し、また、「令和 4 年度 ヘルスロード公園整備工事（臨時交付金）」において、町内業者の元社長の求めに応じ、秘密事項である技術提案書の提出業者名を教示し、「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の容疑により、在宅起訴されました。

上記、前環境整備部長及び前都市建設課長の件で、秘密事項の教示を求めた町内業者の元社長 1 名も、「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の容疑により、在宅起訴されました。

その後、上記とは別職員が、令和 6 年 4 月 12 日に、「令和 6 年度 三郷町水質改善下水道公共柵設置工事（三室 1）」において、特定業者に契約を締結させる目的で当該業者に落札可能な金額を伝え、見積書を徴取しました。

事案発覚後、当該見積書を不採用とし、他の事業者の見積金額も予定価格を超えていたため、契約は不成立となりました。

当該職員は、「契約事務不適正」として、停職 2 箇月（令和 6 年 5 月 7 日付）の懲戒処分としました。

2. これまでの裁判の記録

(1) 前町長 第1回公判：令和6年6月7日（金）大阪地方裁判所

①起訴内容について

- ・起訴事実については認め、争わない

②検察からの証拠提示（業者、被告人の供述調書等）

(2) 前町長 第2回公判：令和6年7月11日（木）大阪地方裁判所

①弁護人からの被告人質問

②検察からの被告人質問

③裁判官からの被告人質問

(3) 職員及び業者 第1回公判：令和6年7月12日（金）大阪地方裁判所

①起訴内容について

【前環境整備部長】

- ・外形的な事実を容認するが罪状は否認

【前都市建設課長】

- ・外形的な事実を容認するが罪状は一部否認

【町内業者元社長】

- ・外形的な事実を容認するが罪状は一部否認

②冒頭陳述

【検察】 【前環境整備部長】 【前都市建設課長】 【町内業者元社長】

③検察からの証拠提示

④町内業者元社長への弁護人からの被告人質問

(4) 前町長 第3回公判（結審）：令和6年8月28日（水）大阪地方裁判所

①検察からの論告求刑

- ・懲役1年6箇月

②弁護人からの最終弁論 ※次回判決：9月27日（金）

(5) 職員及び業者 第2回公判：令和6年8月28日（水）大阪地方裁判所

①町内業者元社長への検察からの被告人質問

②町総務部まちづくり推進課職員（管理職）への証人尋問（検察・弁護人双方）

(6) 職員及び業者 第3回公判：令和6年9月2日（月）大阪地方裁判所

①町総務部まちづくり推進課職員（一般職）への証人尋問（検察・弁護人双方）

※次回日程 10月7日（月）内容未定

3. 職員アンケートの実施

令和5年度に発覚した官製談合事件を受け、制度や組織等の改革を行うにあたり、これまでの業務の実態を把握するため、過去5年間の事例を対象に、アンケートを実施しました。本アンケートは、制度改革等の推進のために実施をすることから、匿名性を担保しています。

対象者は、正規職員に加え、会計年度任用職員の内、契約事務等に関わる職員とし、合計183名に対して実施しました。

(1) アンケートの概要

実施期間	令和6年6月17日から令和6年6月28日まで
対象者数	183名（副町長、教育長を含む正規職員及び契約事務に係る会計年度任用職員）
回答者数	181名
回答率	98.9%
方法	匿名

(2) アンケートの構成

実施したアンケートは、全部で19設問あり、職員のコンプライアンス意識や日常業務で経験又は見聞きした談合等の実態や課題、これまで経験した不当要求等について問うものとなっています。

設問番号	内容
1～2	コンプライアンスに関する設問
3～13	事業者等との関係性・働きかけに関する設問
14～17	不当要求に関する設問
18	契約事務に関する設問
19	再発防止策に関する設問

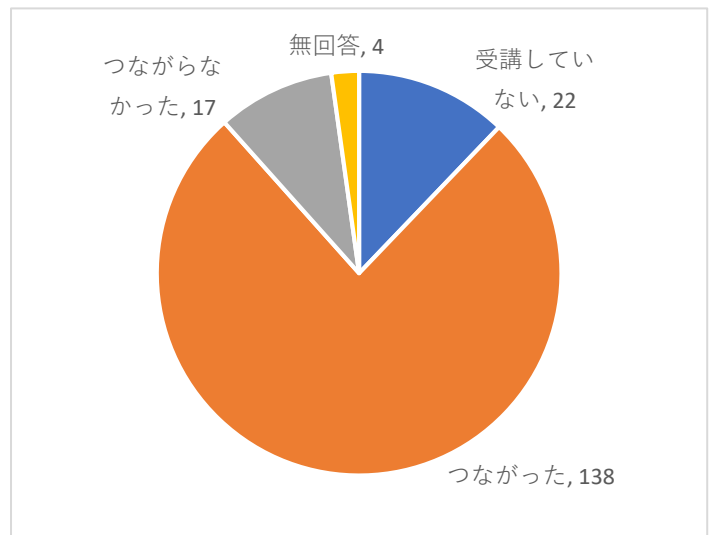
上記内容で実施したアンケートの調査結果について、取りまとめたものを次ページ以降に掲載しています。

なお、自由記述の設問については主な内容を抜粋しています。

【設問 1】

「職員コンプライアンス研修」を受講して、コンプライアンス意識や職員倫理の向上につながりましたか？

回答数	181	100%
受講していない	22	12.2%
つながった	138	76.2%
つながらなかった	17	9.4%
無回答	4	2.2%



- ・研修するなら、指導者が職員ではなく、プロの指導を受けるべきだと思う。
- ・その場面に出くわしていないため、わからない。
- ・役場の組織体制を変えないと職員の意識は変わらない。
- ・こういった研修よりも、上層部が意識を変えて、職員が不当要求にあったときに、毅然とした態度を取ってくれることが重要。
- ・法令がほとんどで具体的にどういったものかわからなかった。

【設問2】

職員のコンプライアンス意識を高めるために何が重要だと思いますか？

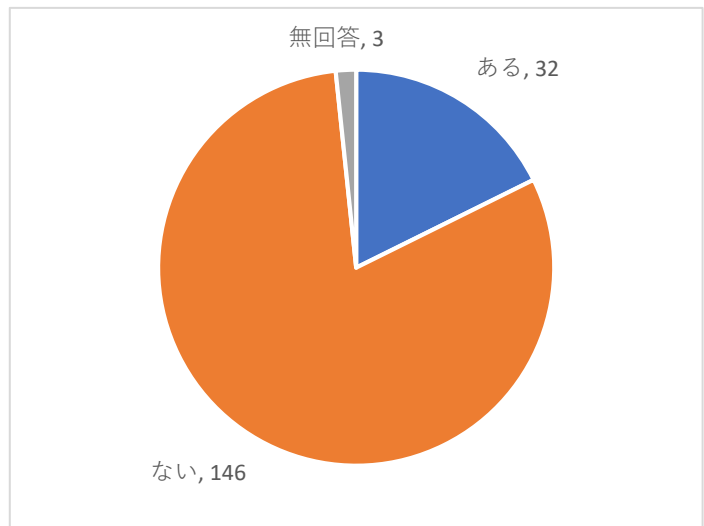
回答数	181	100%
意見有り	146	80.7%
意見無し	35	19.3%

- ・定期的な研修（全職員の意識の向上）が必要。
（具体例を示しての研修・集団討議・地方公務員法 第6節「服務」の再認識）
- ・課内や役場全体でやってはいけないことを共有、現状の確認等、全体的なルールの明確化が必要。
- ・不正を許さない職場風土を作り上げることが重要。繰り返し繰り返し研修を実施するとともに、上司部下の関係だけでなくあらゆるレベル、場面で職員どうしがチェックしあえるようにすべき（不当要求・カスハラ対策等）
- ・やってよいことと、ダメなことの線引きを明確にしたうえで、ダメなことをした場合にどのような罰則があるかを示すべき。
- ・定期的な人事異動による「馴れ合い」の防止が必要。

【設問3】

仕事以外で事業者と関係性がありますか？

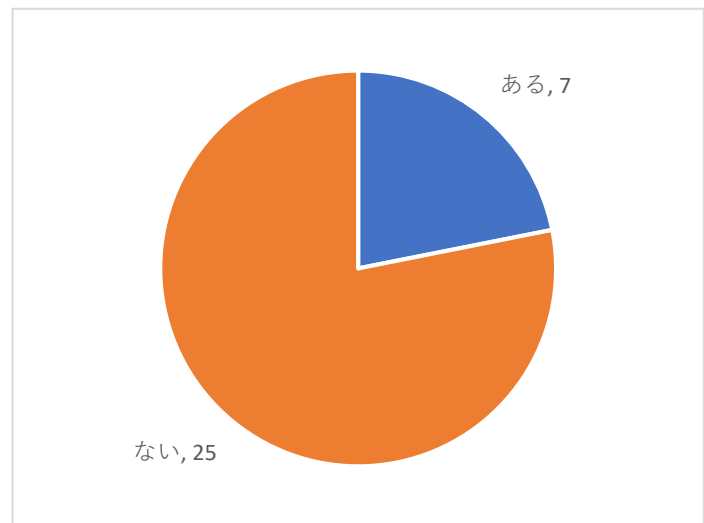
回答数	181	100%
ある	32	17.7%
ない	146	80.6%
無回答	3	1.7%



【設問4】

設問3で「ある」と回答した方に伺います。
事業者と関係性があることによって、業務
に支障がでたり、やりにくかったりするこ
とはありますか？

回答数	32	100%
ある	7	21.9%
ない	25	78.1%

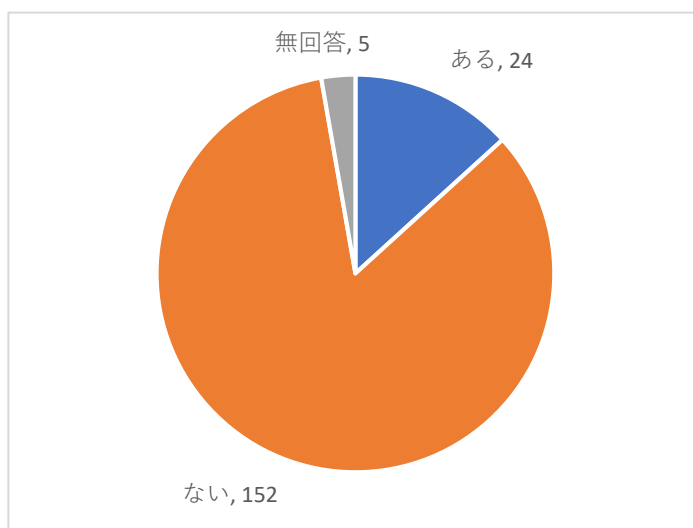


- ・ 役場の内情等を聞かれた。
- ・ 不落の際に申し訳ない気持ちになる。
- ・ こどもの頃から面倒をみてくれていたので、お願いされたりすると断りにくい。
- ・ 協議等が、時間外（プライベート中）に行うことがある。
- ・ 今は支障がないが、課が変わればやりにくいこともあると思う。
- ・ 難しい要望等に応えなければならない気持ちになる。
- ・ 無理とはなかなか言えない。

【設問5】

事業者から公私を含め、関係性の構築を求められたことはありますか？

回答数	181	100%
ある	24	13.3%
ない	152	84.0%
無回答	5	2.7%



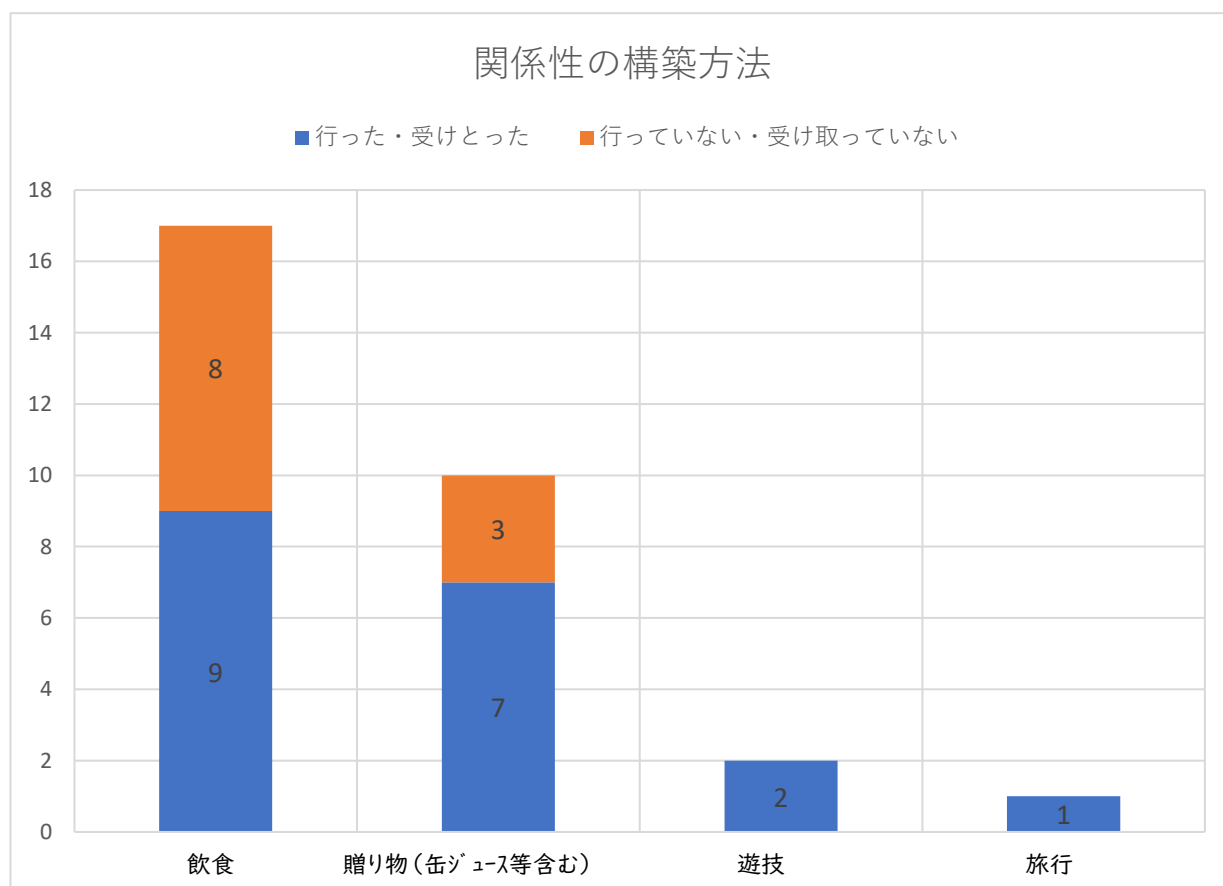
【設問6】

設問5で「ある」と回答した方に伺います。

関係性構築の求めに対して、自分はどのよ

うに対応しましたか？

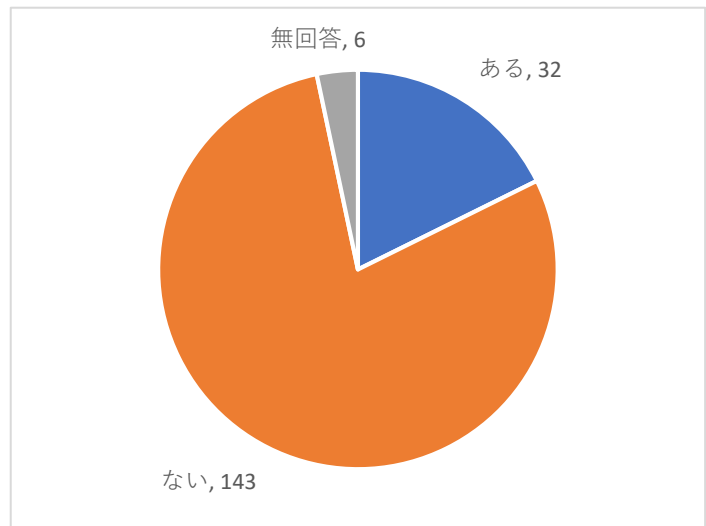
《複数回答 有》



【設問7】

自分が担当する業務（契約）に関して、何かしらの働きかけを受けたことはありますか？

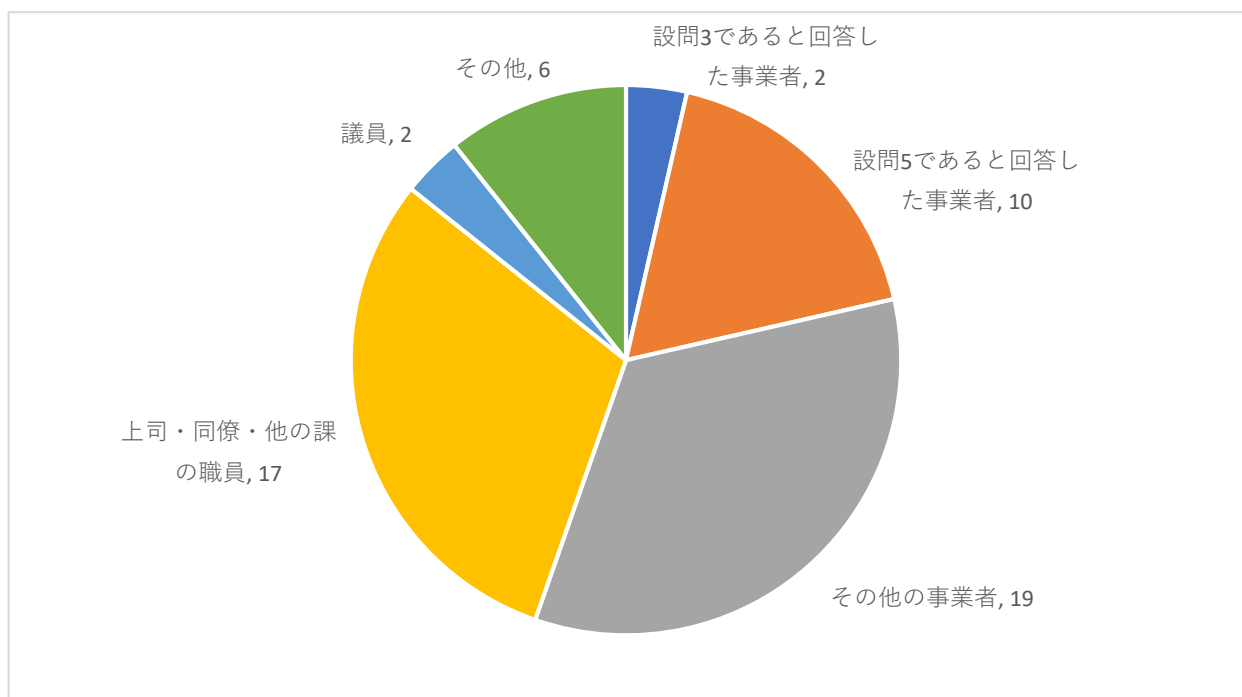
回答数	181	100%
ある	32	17.7%
ない	143	79.0%
無回答	6	3.3%



【設問8】

設問7で「ある」と回答した方に伺います。
働きかけてきた者の立場はどれですか？該当するものにチェックを入れてください。
《複数回答 有》

回答数	56	100%
設問3であると回答した事業者（回答数：32名の内）	2	3.6%
設問5であると回答した事業者（回答数：24名の内）	10	17.9%
その他の事業者	19	33.9%
上司・同僚・他の課の職員	17	30.3%
議員	2	3.6%
その他（関係団体の責任者、前町長）	6	10.7%

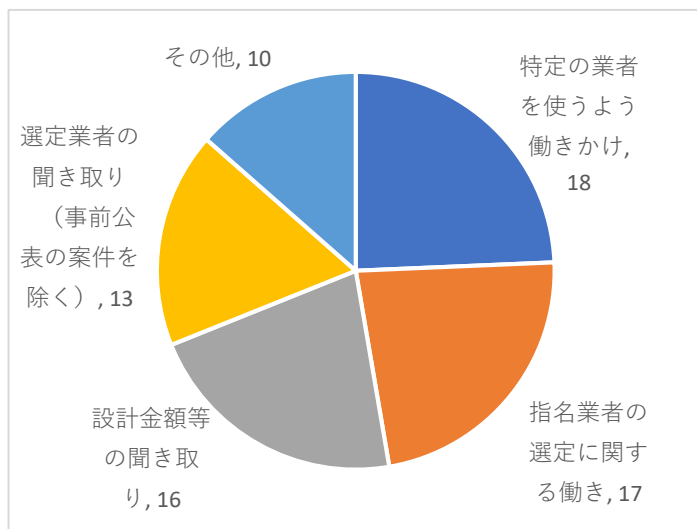


【設問9】

設問8で回答した方に伺います。設問8で回答した立場の者からどのような働きかけがありましたか？該当するものにチェックを入れてください。

《複数回答 有》

回答数	74	100%
特定の業者を使うよう働きかけ	18	24.3%
指名業者の選定に関する働きかけ（入札・見積合わせ含む）	17	23.0%
設計金額等の聞き取り	16	21.6%
選定業者の聞き取り（事前公表案件を除く）	13	17.6%
その他（発注の催促等）	10	13.5%



【設問10】

設問9で回答した方にお伺いします。設問9で回答した働きかけは、どの業種によるものですか？該当するものにチェックを入れてください。 《複数回答 有》

【建設工事関係】

回答数	37
土木工事	15
建築工事	9
電気工事	3
管工事	3
舗装工事	4
機械器具設置工事	1
その他工事	2

【物品購入関係】

回答数	4
給食食材	2
防災機器	1
パソコン関連	1

【測量・コンサルタント関係】

回答数	11
測量関係	3
建築関係建設コンサルタント	2
建設コンサルタント	4
各種コンサルタント	1
補償コンサルタント	0
その他コンサルタント	1

【委託業務関係】

回答数	19
除草	8
清掃	3
イベント	3
保守・点検	2
剪定	1
ソフトウェア開発	1
保健指導	1

【設問11】

設問8から設問10で回答した働きかけ等について、自身は、それに対してどのように対応したか記載してください。また、その時に、考えたことや感じたことを記載してください。

【指示・依頼どおり実施した】 22件

・ 上司の指示を受け、業者名を教えた。
・ 設計金額を教えた。
・ 商品の購入について、購入金額を減らさない上司から注意を受けた。
・ 前町長、上司の指示を受け、特定の業者が選定されるようプロポーザルの評価者に働きかけを行った。
・ 関係団体の責任者から特定の業者を選定するよう指示を受けた。
・ 特定の業者を入れたり、入れなかったりした。
・ 上司・議員から特定業者への優遇を要望され、指示に従った。

【感じたこと】

⇒	・ 上司からの指示のため、断れなかった。
⇒	・ 業務がスムーズに進むと思い、してしまった。みんな、そのようにしていると思う。
⇒	・ 町と業者の関係性もあるので、大きく変えることは難しいと理解しているものの、憤りを感じる。
⇒	・ 上司の指示を断れば、職場で影響がでると思い、指示どおりした。
⇒	・ 関係団体の責任者の要求を断ると、恫喝・叱責され、別案件を使って脅迫されるのが常態化しているため、従ってしまった。
⇒	・ 仲間内の業者で固めることで、談合が行われると思った。
⇒	・ 答えないと特定の権力や実力行使で、自身や家族に危害が及ぶのではないかと感じて、教えてしまった。

【指示・依頼を実施しなかった】 10件

・ 業者から選定業者の聞き取りについては、お答えできないと伝えた。
・ 設計金額を聞かれたが、教えた記憶はない。
・ 自分ではどうすることもできないと回答した。

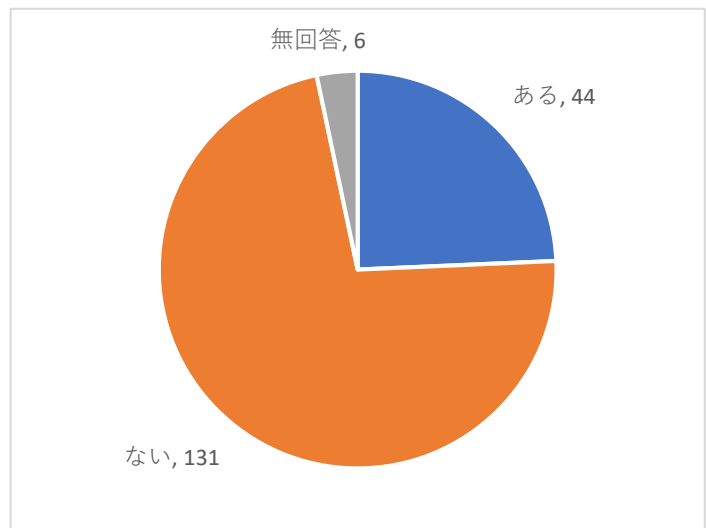
【感じたこと】

⇒	・ 断ると「なぜ出来ないのか。」と、圧のある対応をされた。
⇒	・ 幼少期からよく知っている関係だったので、仲がこじれるのが嫌だと感じた。 ・ 自分が伝えなくても、最終的にどこかのルートで相手に伝わっていると感じた。
⇒	・ 今後、何を言われるか心配であった。

【設問12】

自分以外で、事業者等からの圧力や強要といった働きかけを見聞きしたりすることはありますか？ 《複数回答 有》

回答数	181	100%
ある	44	24.3%
ない	131	72.4%
無回答	6	3.3%



【事業者：22件】

- ・指名への介入があった。
（工事・除草・清掃）
- ・仕事を要求する等の不当要求を聞いた。
- ・非公表情報（設計金額等）を聞かされていた。
- ・発注金額等を増やすよう要求されていた。
- ・大声で恫喝・叱責を受けていた。

【関係団体：5件】

- ・何度も脅されたり、強要を受けたのを見た。
- ・職員が恫喝・叱責されている現場を何度も見た。

【前町長：6件】

- ・プロポーザルで特定業者に有利な配点を指示されていた。
- ・特定業者を指名するよう指示されていた。

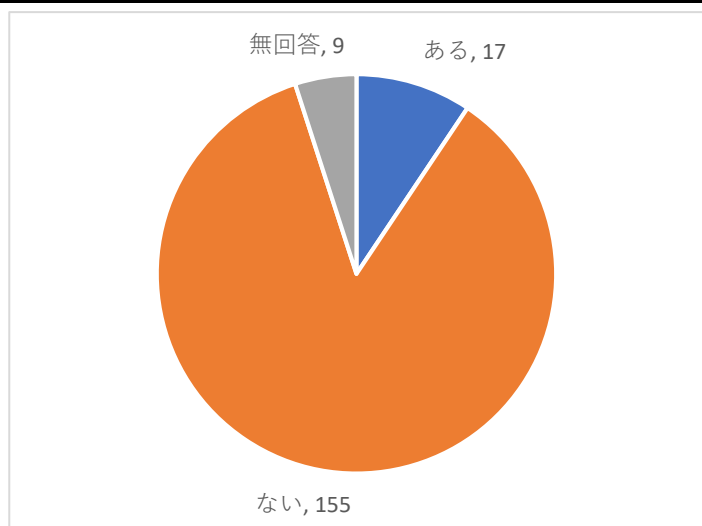
【その他：11件】

- ・住民から一方的な主張を受け、回答に満足しないと人格を否定する発言をしていた。
- ・圧力や強要を受けているのを聞いた。

【設問13】

事業者からではなく、自分から事業者に対して、何かしらの働きかけを行ったことはありますか？

回答数	181	100%
ある	17	9.4%
ない	155	85.6%
無回答	9	5.0%

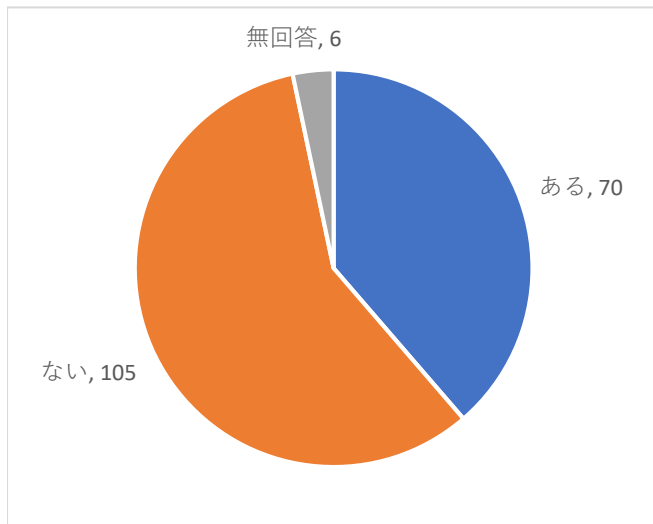


- ・見積合わせにおいて、どの業者が良いか確認した。
- ・押印を忘れた見積書が届き、1番安価だったので、修正した見積書の再提出を求めた（本来なら無効）
- ・上司からの指示を受けて、設計金額を業者に伝えた。
- ・事業者仕様書の作成を依頼し、その事業者しか対応できない仕様書で発注した。

【設問14】

業務において、不当要求を受けたことはありますか？

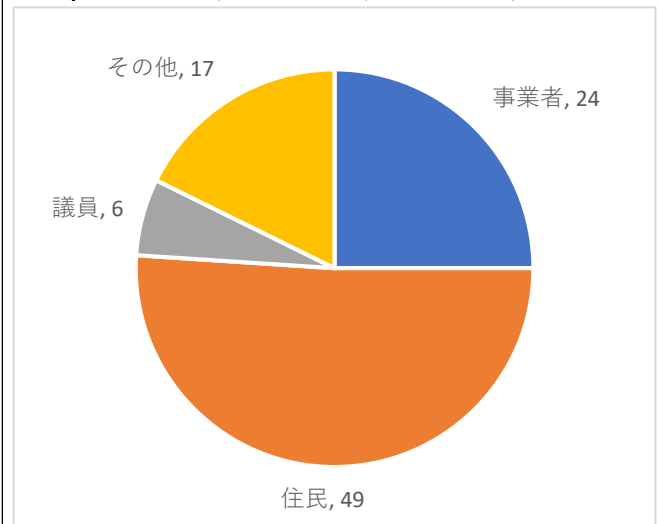
回答数	181	100%
ある	70	38.7%
ない	105	58.0%
無回答	6	3.3%



【設問15】

設問14で「ある」と回答した方に伺います。不当要求を行ってきた者の立場はどれですか？ 《複数回答 有》

回答数	96	100%
事業者	24	25.0%
住民	49	51.0%
議員	6	6.3%
その他	17	17.7%



【事業者：24件】

- ・威圧的（人格の否定）な申し出（窓口・電話等）
- ・委託料等の支払について、標準よりもかなり早く支払うよう強要された。
- ・業務執行の手抜きを黙認するように暗に要求されたり、完了検査のときに仕様基準を満たしていない施工を合格するように要求された。拒否すると「町長の力を借りる」と脅された。
- ・不良品を返品したが、暴言を吐かれ、返品伝票ももらえなかった。

【住民：49件】

- ・威圧的（人格の否定）な申し出（窓口・電話等）
- ・同じ話を長時間繰り返される。
- ・無理な要求を繰り返し、文書での回答を要求される。最終的には威圧的な態度を取られる。
- ・本人以外の個人情報の開示を求められ、断ると「町長に言う」と脅された。
- ・権力者との繋がりを利用して、無理な要求を繰り返された。
- ・電話対応時に、大声で名前を呼ばれ、「殺すぞ、待ってろ。」や「訴える」と脅された。

【議員：6件】

- ・政党新聞を無理に購読させられ、断ると議会等で嫌な質問をされると聞いている。
- ・町がする必要のない業務を強要され、断ると「町長に言いつける」と言われた。

【その他（関係団体の関係者、前町長等）：17件】

- ・関係団体の関係者から、長時間の拘束や圧力を掛けられたり、謝罪の強要をされた。
- ・前町長から担当者を外すよう指示があったり、協議もなく、業務方針を白紙に戻された。

【設問16】

三郷町では、「三郷町不当要求行為等の防止に関する要綱」を定め、それに基づき、「不当要求行為への厳正な対応」（職員向け資料）を掲示板に掲載しておりますが、もし、自身が不当要求行為等を受けた場合に、この要綱や資料どおりに対応することはできますか？

回答数	181	100%
できる	128	70.7%
できない	44	24.3%
無回答	9	5.0%

・相手（有力者、圧力をかけてくる者、関係団体等）によっては、実行できない。
・威圧的な態度の相手に、1人で対応するのは恐怖を感じる。
・電話の場合、複数人で対応できない。
・いつ、不当要求が発生するか予想できないため、録音等は難しい。
・「責任者を出せ」との要求に対して、担当に一任されていると言い、頑張っ て対処しても、その後に上司（町長 等）に面会や電話をされる。
・怒っている人には、なかなか話が通じ ないため。
・関係団体による密室等での不当要求に は、対応できない。
・組織として不当要求に対応できてい ないため、担当として、対応が難し い。
・資料を読むだけでは、実際に対応する のは難しい。
・自分でなんとかしようと思ひすぎて しまう（抱え込んでしまう）

【設問17】

設問16で「できない」と回答した方にお聞
きします。町として、どのような制度や体
制、運用を行えば、自身が不当要求を受け
た場合に対応がしやすくなると思います
か？

⇒

・町としての方針や態度をしっかりと 示してほしい。
・職員を守る強い姿勢を示してほしい。
⇒
・不当要求の相手（大声を出す、長時間 対応させられている。）に対しては、 2人体制で対応するようにしてほしい。
⇒
・電話内容を録音してほしい。
⇒
・窓口に防犯カメラを設置し、併せて 録音もしてほしい。
⇒
・マニュアルの内容を見直してほしい。
⇒
・上司も一緒に対応してほしい。
⇒
・上層部は毅然とした態度をとってほ しい。
⇒
・不当要求があった場合に、相談・対応 できる窓口を設置してほしい。 そこに警察OB等を配置してほしい。 (窓口民間委託等も検討が必要)
⇒
・研修等、デモンストレーションの実施 を行ってほしい。
⇒
・働きかけが出来ない（しにくい）制度 を構築することが必要。

【設問18】

現在の契約手続き（一般・指名入札、見積合わせ、特命随意契約等を含む）について、業務を行う上で感じている問題点や疑問点等がありますか？

回答数	181	100%
ある	63	34.8%
ない	111	61.3%
無回答	7	3.9%

【制度面】

- ・ 町内業者のみの指名の場合、競争性が働いておらず、他市町村の数倍の価格で見積があがっている。町内業者育成は理解するが、価格の妥当性等を鑑みても、町外業者を指名に入れ、競争性を担保してほしい。
- ・ 過度な町内業者への優遇（総合評価落札方式の加点、指名の選定）
- ・ 参考見積の徴取業者を指名に入れて良いのか。
- ・ 異常な請負率で落札する業者がおり、落札後に、請負額が安いと文句を言われるので、最低制限価格を設けてほしい。
- ・ 談合を排除し、競争性を確保するため、できるだけ指名競争入札から一般競争入札に移行できるものは、移行すべき。
- ・ 見積合わせで、どの業者が長けているかわからないので、5者を選定するのが難しい。
- ・ 業者の選定理由について、本当に妥当か再確認する必要があると思う。
- ・ 見積合わせにおいても、予定価格を公表できないのか？（統一的に、事前公表して欲しい）
- ・ 見積徴取や緊急工事の発注を行う際に、業者選定は各課で行っており、選定基準がない。選定基準があると偏りが少なくなると思う。
- ・ 他の課の起案（業務内容）に口を出しすぎているように思う。
- ・ 町内業者が優遇されているため、一部の業者に危機感がなく、出来栄が悪く住民から苦情をもらうが、担当者は、毎回、同じ業者と仕事をするため、厳しい指導ができない。

【知識面】

- ・ 契約手続きについて、年1回は、研修等を行ってほしい。
- ・ 詳細なQAを作成してほしい。
- ・ 細かな契約事務について把握できていない。誤った事務をしているのではないかと不安。
- ・ 担当業務の仕様の詳細が把握しきれない場合に、業者に確認を取っても良いのか、また確認した内容が本当に正しいのかが、判断できない。
- ・ 契約の手引きを見直した場合には、新たな契約の手引きを作成してほしい。
- ・ 事務職にとって、営繕等、専門性のある業務は、知識がなさ過ぎて業者に聞くしかない。業者に手伝ってもらおうと、その業者に報いたいと思う職員も出ると思う。談合を防止するためには、営繕課（技術職を配置）が必要だと思う。
- ・ 職員だけでなく、業者への啓発も行してほしい。
- ・ 明文化されていない運用のルールが多数あることが問題だと感じる。
例）入札結果の開示を求められたときに何を開示してもよいかは記載されていない。
手引きに記載されていない添付書類の指示を受ける。
- ・ 契約事務において、不安な時は契約事務担当部局に確認をおこなった上で処理をするが、「うちの課ではこうやっています」と回答されることも多く、組織として明確なルールがないことに不安を感じる。

【設問19】

官製談合再発防止のためには、何が必要だと考えますか？

回答数	181	100%
意見有り	130	71.8%
意見無し	51	28.2%

【組織改革・職場環境の整備】

- ・ 職員の自覚だとは思いますが、この役場の古くからの悪い体質が改善されない限り難しいと思う。
- ・ 業者や関係団体と適切な距離を保つ必要があると思う。
- ・ 上司から不当な指示や要求をしない、できないようにする方法の確立。（内部通報制度等）
- ・ 不当要求に対して、当事者が相談しやすい環境づくりが必要。（相談窓口の設置等）
- ・ 組織として法令順守を徹底し、毅然とした対応をしていくこと。
- ・ 常に互いに報告相談ができる環境で、職員に単独プレイをさせない。「信頼して任せている。」は聞こえはいいが、管理職の無関心と責任転嫁はトラブルのもとであり、すべての管理職はプレイングマネージャーであることの認識を持ち、一般職員の信頼を得ることが重要だと思う。
- ・ 年齢、役職関係なく、風通しの良い職場環境が必要。一部の傲慢で自己中心的な職員や管理職、その者に対して注意や指導がまともにされないことがあるような職場環境を正すこと。
- ・ 一人がもつ業務量が多く、その分業務に対しての焦りや責任感からのストレス、また自分一人で決めなくてはいけないこと、決めてしまうことが多くなる。
- ・ 役場庁舎の電話の通話録音（電話がかかると録音をお知らせするアナウンスが流れ、終わり次第担当課につながる）
- ・ 個人で抱えるものではなく、組織として事業者に働きかけることが重要だと思う。
そういった問題に対して職員で共有でき、対応できる職場環境づくりが大切。
- ・ 官製談合をはじめ、不当な圧力があるにもかかわらず、そのことに毅然と対応しない組織風土の改善が必要。しがらみをなくし、忖度は不要であるという組織づくりを目指さないといけない。
- ・ 今回の事件で、官製談合はダメだから契約は適正に行いましょうと啓発をしながら、一方で、関係団体のことはそのまま。何の権限で町に対して理不尽な要求を言えるのか不明。
また、政党新聞を管理職がとり続けたりしているのも不明。上層部はこの状況を把握しているのに放置したままでは、どんな方針を出しても職員には刺さらない。
- ・ 職員を、官製談合が発生しやすい部及び課に長期間、在籍させない（5年程度で異動する）
- ・ 適材適所に配置されているか。職員の履歴や得意部門の把握は必要。職種に自信がなかったり、業者より知識が薄いと危険性は増大する。
また、経験値の無い部署に管理職を登用してもチェック機能は薄れる。
- ・ 官製談合とは無関係のように思うが、関係団体と町との関係性が、事件の根底にあり、ここを正していかない限り、解決しないように思う。また、前町長の圧政には多くの職員が苦しめられた。これも権力を盾にした職員への不当な要求が原因であり、おかしいことをおかしいと言えない環境が根底にあったので、繰り返さないようにしてほしい。
- ・ 工事関係で外出先から業者に連絡を取る必要があることから、現在は個人の携帯電話でやり取りをしている。このため、プライベートの時間にも電話が入ることがあり、業者との距離感がより近づいていると感じる。職場用の携帯電話があるべきだと思う。

【コンプライアンス・研修等】

- ・官製談合だけに限らず、公務員が法令違反や倫理規定に違反することは住民に対する裏切りであり、自分や家族の生活を守るためにも、コンプライアンスは常に意識しておく必要がある。（定期的な研修の実施）
- ・業者側の意識改革や研修の実施が必要。
- ・職員の意識改革だけでなく、事業者や住民に対しても、コンプライアンスを求めるよう取り組む必要がある。
- ・個人的なつながりを持たない。携帯電話を知っていると、時間外にも電話がかかってくることもあり、業務はスムーズに進むかもしれないが、知り合い程度の雑談も多くなり、必要以上に距離が近くなると思う。
- ・トップも含め、町全体、役場全体として、一切の不正は行わないという強い信念と覚悟で職務を遂行することが必要。
- ・コンプライアンスだけでなく、契約事務の定期的な研修。意図的な談合はコンプライアンス研修で、知識不足が原因で生じるミスは契約事務研修で防げるのではないか。
- ・契約事務について知識のない職員が多い。そのうえで、雑な起案が多く、課内決裁権者のチェックも甘い。職員研修で、契約や決裁について学ぶ機会を作るなど基本から変えていく必要があると考える。
- ・法令を遵守した礼節ある行動を各々がとること。（小さな組織で「情」が組織の意見としてまとまることもあると思うので。）
- ・まずは過去のことを全てクリーンにしないと同じことの繰り返しになると思う。
- ・具体的な事例を周知することで、問題の大きさを知る必要があると思う。意識せずとも談合になっているケースもあると思うので、意識の向上が必要。
- ・職員が同じ轍を踏まないようにするためには、コンプライアンスの徹底はもちろんであるが、強い立場にある業者にもきちんと理解してもらうことも重要で、働きかけに応じた職員だけでなく、働きかけた業者にもリスクが伴うことを示す必要があると思う。

【制度の改革】

- ・町内以外の業者も入札に参加できれば、談合は困難になる。
- ・入札制度の見直しが必要。個人的には、予定価格や総合評価の技術点など非公表にしている内容があれば、業者はそれを職員に聞きに来る。業者間の談合防止には繋らないが、職員を守るという意味で可能な限り公表してほしい。
- ・入札・契約事務の不慣れな部署や新人職員は、業者に公表していい情報が何か分からないケースがある。そのあたりのルールを契約手引き等に明確に記載し、共有する必要がある。
- ・業者からの働きかけに対して、毅然と対応することは大事だが、公表できる情報を増やして、職員が無意識に罪を犯すことがないように、意識改革が必要と思う。また、契約事務の仕組みとして、公表できるものは公表していくべきだと思う。また、契約事務の制度の見直しが必要と思う。
- ・随意契約案件においても設計金額を公表するべき。
- ・透明性が確保できない総合評価落札方式を廃止するべき。
- ・職員を守ること、つまり官が拘わらなくて済む制度とすることは可能だと思うので、すべてオープンにするなどの思い切った改革を敢行するべき。

第3 検討内容

1. 三郷町官製談合再発防止対策検討委員会の開催

(1) 第1回三郷町官製談合再発防止対策検討委員会

開催日時	令和6年6月6日 10時00分
議 題	①三郷町官製談合再発防止対策検討委員会の設置要綱・委員名簿 ②これまでの経過 ③検討委員会での協議事項 ④職員アンケート実施要領 ⑤今後のスケジュール
概 要	事件の概要説明、職員アンケート（案）に関する協議を実施。職員アンケートは意見反映後6月下旬に実施し、次回委員会にて報告予定。
主な意見	今回の事件が起こった経緯や、職員と業者の関係性について、把握しているのか。 ⇒直接調査はできていない。公判の中で明らかにされるため、そこで確認し、対策案を検討したい。 職員アンケートについて、業者からの働きかけの有無や不当要求の経験の有無についても問うべきと考える。 ⇒意見を反映し、職員アンケートを実施する。

(2) 第2回三郷町官製談合再発防止対策検討委員会

開催日時	令和6年8月26日 13時00分
議 題	①これまでの経過（事件の背景等） ②職員アンケートの調査結果
概 要	公判の概要及び職員アンケート調査結果を報告し、これらをもとに今後の方針に関する協議を実施。
主な意見	職員が誠実にアンケートに回答していることを受け、検討委員会として真摯に対策を検討すべきと考える。 ⇒職員が変化を実感できる組織改革の検討に努めたい。 契約制度については、町内業者育成のため町内業者を優先していたが、競争性確保の観点から町外業者を含めて入札を行う等、地域要件の再検討が必要と考える。 ⇒意見をもとに、制度を検討していく。

主な意見	三郷町は職員と事業者との距離感が近い風土であることから、特定の事業者を優遇することができない入札・契約制度とする必要があると考える。秘密事項を減らすため、できる限り情報を公表していくことも改革の手段と考える。 ⇒意見をもとに、制度を検討していく。 多くの職員が不当要求を経験している。不当要求は職員個人ではなく、組織としての対応が必要である。既に警察 OB の配置はされているが、現職警察官等、配置職員の増員を検討すべきと考える。また、不当要求防止責任者の配置も、不当要求の対応体制の一助になると考える。 ⇒意見をもとに、今後、対策案を検討する。 職員アンケートから、私用の携帯電話で業務のやり取りを行う事例が見受けられた。業者との関係を明確に線引きするため、業務用携帯電話を導入し、私用の携帯電話では一切業務の連絡をさせない方針が必要だと考える。 ⇒業務用携帯電話の導入に向けて、検討を進める。 不当要求による情報漏えいの問題点は「職員倫理」、「組織体制」、「契約制度」に分けられる。 「職員倫理」については、定期的な研修や、秘密事項かどうかの線引きの明確化が必要と考える。 「組織体制」については、職員一人に抱え込ませない仕組みが必要である。 「契約制度」については、現段階の非公表の情報を公表していく検討が必要と考える。 ⇒意見をもとに、今後、それぞれの項目について対策案を検討する。 業者に対しても、「何が官製談合や不当要求に該当するのか」、「事案が発覚した場合、厳正に対応する」というメッセージを入札通知等で定期的に通知していくことが重要だと考える。 ⇒意見をもとに、通知方法等について対策案を検討する。
-------------	--

2. 今後の方針

第2回三郷町官製談合再発防止対策検討委員会で、外部有識者からの意見にもとづき、今後は以下の項目にて検討を進めていきます。

①職員、事業者の意識改革の検討

職員の意識向上を図るため、コンプライアンス研修等の定期的な実施や、新しい契約制度マニュアル等の作成・周知の徹底方法を検討していきます。また、意識改革については事業者側にも必要であることから、説明会や文書による通知等を検討していきます。

②契約制度改革の検討

現行の契約制度について、地域要件を含めた問題点や改善点等を整理し、官製談合ができない契約制度への改革を検討していきます。

③不当要求対応策の検討

職員アンケートの結果、多数の職員が日常業務の中で不当要求を経験していることが判明しました。このことから、奈良県や近隣市町村の事例を参考に、不当要求へ対応策や体制の整備を検討していきます。

④組織改革の検討

日常業務の中で発生するトラブルについて、現在は職員が一人で対応することが多く、問題を個人で抱えてしまう恐れがあります。このことから、対応マニュアルの作成や、人員配置を含めた組織体制の整備等を検討していきます。

第4 参考資料

参考資料-1 三郷町官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町で発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）等に違反する事案を受け、入札及び契約制度について客観的な検証を行うとともに、再発防止を図るため、官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 官製談合防止法等違反事案の実態把握に関すること。
- (2) 入札及び契約制度の検証と課題等の抽出に関すること。
- (3) 入札及び契約における職員の法令遵守の徹底と倫理意識向上に関すること。
- (4) 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為等の再発防止に関する対策案及び報告書の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充て、副委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は教育長、総務部長、環境整備部長、住民福祉部長、こども未来創造部長、教育部長及び外部の有識者の中から町長が委嘱する者3名をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり推進課及び総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

参考資料-2 現行の契約制度（令和 6 年 4 月 1 日以降）

■建設工事

工種	設計金額	入札方法	指名業者数	予定価格	業者情報
土木工事	130 万円以上 750 万円未満	条件付一般競争入札 【町内 C】 ※1	最低入札 執行者数 2	事前公表	事前公表
	750 万円以上 2,500 万円未満	条件付一般競争入札 【町内 B】			
	2,500 万円以上 5,000 万円未満	条件付一般競争入札 【町内 A】 ※2			
	5,000 万円以上 2 億円未満	総合評価落札方式 一般競争入札 【県内】 ※3 (単体)	最低入札 執行者数 1	事前公表	事後公表（総合評価） 事前公表（一般）
	2 億円以上	総合評価落札方式 一般競争入札 【県内】 (単体・JV)			
舗装工事	130 万円以上 500 万円未満	条件付一般競争入札 【町内 C】 ※1	最低入札 執行者数 2	事前公表	事前公表
	500 万円以上 1,200 万円未満	条件付一般競争入札 【町内 B】			
	1,200 万円以上	条件付一般競争入札 【町内 A】			
その他の 建設工事	130 万円以上 5,000 万円未満	指名競争入札	5 以上	事前公表	事前公表
（建築工事 電気工事 その他）	5,000 万円以上	（総合評価落札方式） 一般競争入札 指名競争入札 (単体・JV)	5 以上又は 最低入札 執行者数 2		事後公表（総合評価） 事前公表（一般）

※1 ～R6.3.31 指名競争入札（町内 C）

※2 ～R6.3.31 総合評価落札方式一般競争入札（町内 A）

※3 ～R6.3.31 総合評価落札方式一般競争入札（郡山土木事務所管内）

■測量・コンサルタント業務

種別	設計金額	入札方法	指名業者数	予定価格	業者情報
測量・設計 ・コンサルタント	50 万円以上 1,000 万円未満	指名競争入札	5 以上	事前公表	事前公表
	1,000 万円以上	総合評価落札方式 一般競争入札	最低入札 執行者数 2		事後公表（総合評価） 事前公表（一般）

■物品購入・役務提供等

種別	設計金額	入札方法	指名業者数	予定価格	業者情報
物件借入 (リース等)	40 万円以上 ※4	指名競争入札	5 以上	非公表	事前公表
財産買入 (物品購入)	80 万円以上 ※5	指名競争入札	5 以上	非公表	事前公表
その他の 役務提供	50 万円以上	指名競争入札	5 以上	非公表	事前公表

※4 ～R6.3.31 50 万円以上

※5 ～R6.3.31 50 万円以上

■随意契約（共通）

種別	設計金額	入札方法	指名業者数	予定価格	業者情報
随意随契	5 万円以下 ※6	少額随意契約	1 以上	非公表	—
	5 万円超から 各種入札適用額未満	随意契約 (見積合わせ)	5 以上		非公表

※6 ～R6.3.31 1 万円以下 1 以上

1～5 万円以下 2 以上